

2024年7月18日

関係各位

会社名 三菱地所株式会社
代表者名 執行役社長 中島 篤
証券コード 8802
問合せ先 広報部長 中野 敬子
(TEL 03-3287-5200)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、自己株式の処分を行うことについて、本日、取締役会決議による委任に基づき、当社執行役社長が下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分の概要

(1) 払 込 期 日	2024年8月23日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	普通株式 93,757株
(3) 処 分 価 額	1株につき2,700円
(4) 処分価額の総額	253,143,900円
(5) 割 当 方 法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 割当ての対象者及び その人数並びに割り 当てる株式の数	執行役 15名 55,150株 執行役員 9名 20,989株 グループ執行役員 6名 17,618株
(8) そ の 他	自己株式の処分について、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 自己株式の処分の目的及び理由

当社は、本日開催の報酬委員会等において、執行役、執行役員及びグループ執行役員(以下、「対象役員」という)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象役員に対し、譲渡制限付株式を割り当てることを決定するとともに、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額としない範囲で、各対象役員に付与する金銭報酬債権の額を決定いたしました。また、本日、対象役員が当該金銭報酬債権を現物出資の方法により給付することにより、対象役員に対し譲渡制限付株式を割り当てることを、当社執行役社長が決定いたしました。当該金銭報酬債権は、対象役員が当社との間で、譲渡制限付株式割当契約(以下、「割当契約」という)を締結することを条件として付与いたします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

①譲渡制限期間

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員は、払込期日から当社の取締役、執行役、執行役員又はグループ執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間(任期満了若しくは定年その他正当な理由による場合又は死亡による場合を除き、払込期日の属する事業年度経過後3か月を超える日までの間に退任した場合には、払込期日の属する事業年度経過後3か月を超える日までの間とし、以下、「譲渡制限期間」という)、当該譲渡制限付株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

②譲渡制限の解除条件

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員に対して、原則として譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象役員が保有する本株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

③無償取得事由

当社は、割当契約に規定した譲渡制限付株式の無償取得事由が生じた場合には、当該無償取得事由が生じた対象役員が保有する譲渡制限付株式を無償で取得いたします。

④株式の管理に関する定め

対象役員は、当社が予め指定する金融商品取引業者に、当社が指定する方法にて、本株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、本譲渡制限期間中、本株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する譲渡制限付株式の処分価額は、譲渡制限付株式の割当てに係る当社執行役社長の決定日の直前営業日(2024年7月17日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,700円(円未満切捨て)としております。当該日の終値を採用することとしたのは、当社普通株式が上場されており、かつ直近の株価に依拠することが出来ないことを示す特段の事情が存しない状況においては、当該株価が企業業績や市場の需給環境を反映する、恣意性を排除した合理的なものであると判断したためであります。

以 上